

権利擁護支援に関するアンケート調査 報告書【事業所向け】

【機関の種類】	3
【虐待事例について】	4
【成年後見制度について】	7
【権利擁護に関する法令について】	14
【権利擁護を推進していくためには】	18
【自由記述】	21

平成27年3月

小牧市権利擁護支援のあり方検討委員会

掲載している情報について

この【市民向け（高齢者／障がい者）】編では4つの対象アンケートのうち
3) 事業所用 の回答内容を報告しています。

1. アンケート調査の全体像

- 1) 高齢者用（小牧市にお住まいの介護保険要支援・要介護認定を受けている方 無作為抽出 1000名）
- 2) 障がい者用（小牧市にお住まい知的障がいのある方と精神障がいのある方 無作為抽出 1000名）
- 3) 事業所用（市内の地域包括支援センター/ケアマネージャー/障がい者支援事業所 203 力所）
- 4) 尾張東部圏域用（尾張東部圏域の行政/地域包括支援センター/障がい者相談支援事業所 46 力所）

以上4種類のアンケートを用意し、郵送調査法を用いて回答をお願いする方法でのアンケート結果です。調査対象と回収率の詳細は以下のとおりです。

2. アンケートの実施期間

平成26年10月8日発送し、平成26年10月31日までの回収としました。

3. アンケートの回収率

区分	送付数	回収数	回収率
高齢者	1000	470	47.0%
障がい者	1000	456	45.6%
事業所	203	108	53.2%
尾張東部圏域	46	28	60.1%

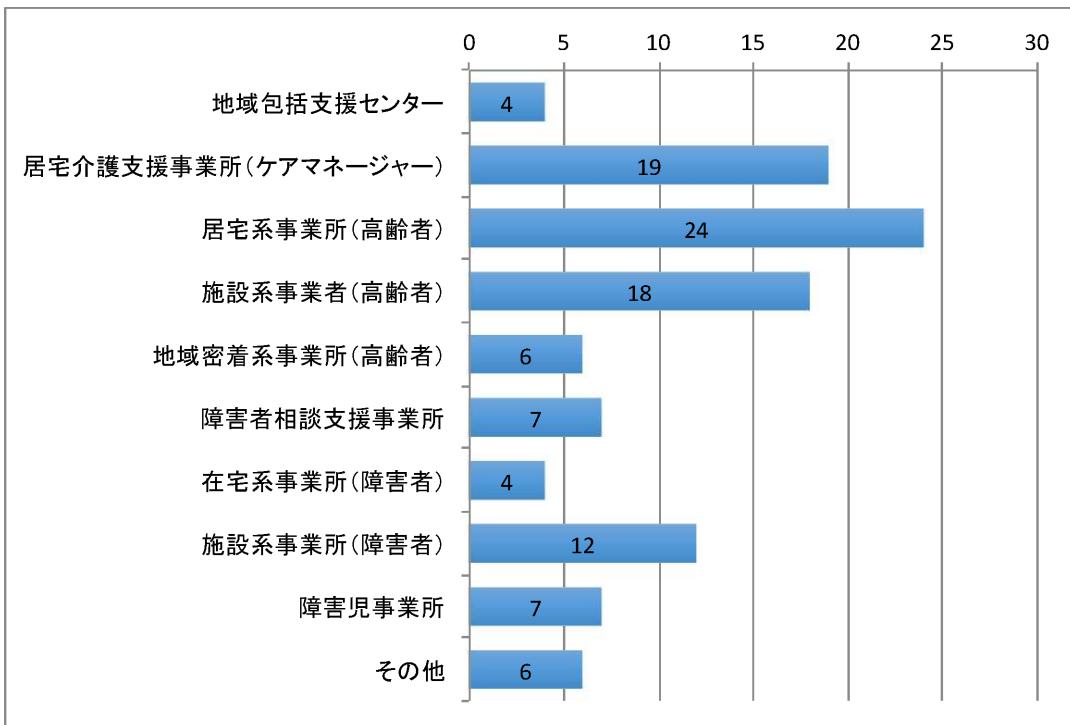
○ 数値の見方は以下の点を参考にしてください。

- 1) 比率はすべて%で表記し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。ただし利用意向率、利用必要率など、今後の計画において見込み量等を算出するためのものは小数点以下第三位以下を四捨五入しています。そのため%の合計が100%にならないこともあります。また、障がい者手帳を2種類取得している市民もいるため、すべてが手帳ごとの回収数と割合が一致しないものもあります。
- 2) 表に使われている用語については、回答人数は「度数」として表示しています。また、「システム欠損値」または「欠損値」は、回答が無記入または不明な回答の件数のことです。「割合」は、欠損値を含めた全体割合を示し、「有効割合」は、欠損値を除いた全体割合となります。「累積割合」は、有効割合を積み上げした数値となります。
- 3) 「総和の%」とは、全体の合計数値の中で、対象となる値の割合を示しています。
- 4) 回答率(%)は、その質問の回答者数を母数として算出しています。
- 5) 集計上の実数は、度数において有効または欠損値として掲載しています。割合の比率はこの件数を100%として算出しているものとグラフにおいてわかりやすくするために除いてあるものもあります。
- 6) 本報告書の表の見だし及び文章中での回答選択肢の表現は、趣旨が変わらない程度に簡略化して掲載している場合があります。

また、自由記述は個人や施設等が特定される内容を除き、回答いただいたままを表記しています。

機関の種類

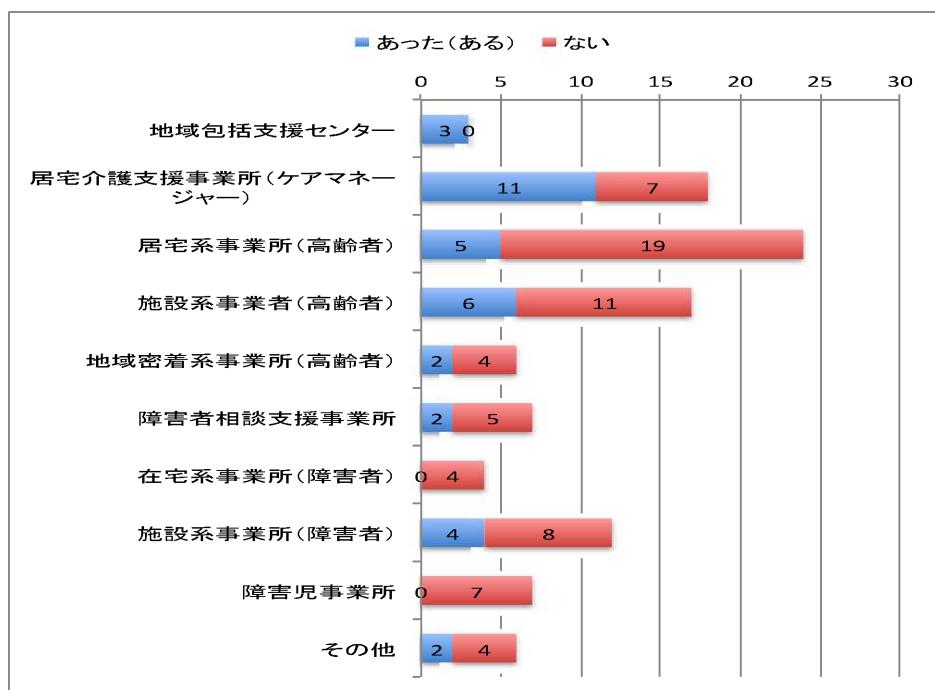
全部で 108 件の回答があり、そのうち居宅系事業所（高齢者）が最も多く 24 件（22.4%），次いで居宅介護支援事業所が 19 件（17.6%），施設系事業者（高齢者）18 件（16.7%），施設系事業者（障がい者）12 件（11.2%）の回答でした。



虐待事例について

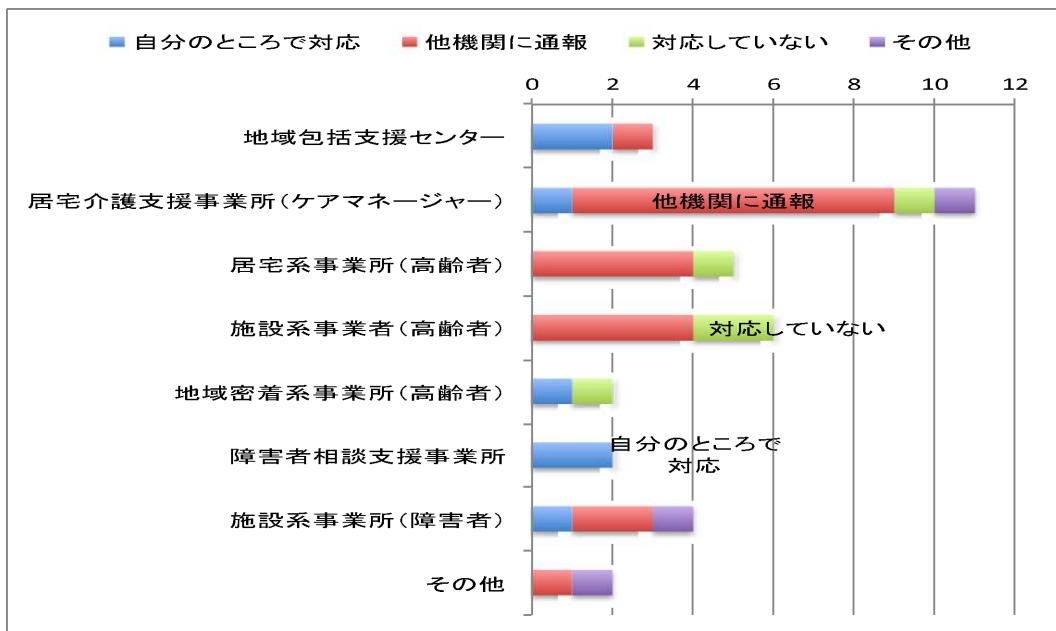
問2 貴事業所の利用者の中で、経済的虐待（例えば、認知症の方の息子が年金や財産を本人のためではなく自分の生活費に使い込んでいるなど）があるのではないかと思われるケースがありましたか（ありますか）いずれかに○をつけて下さい

有効回答のあった104事業所の内、39カ所（33.7%）の事業所で経済的虐待が「あった（ある）」の回答が寄せられました。特に「地域包括支援センター」では全ての事業所、「居宅介護支援事業所」では6割以上の事業所が「あった（ある）」と回答しています。



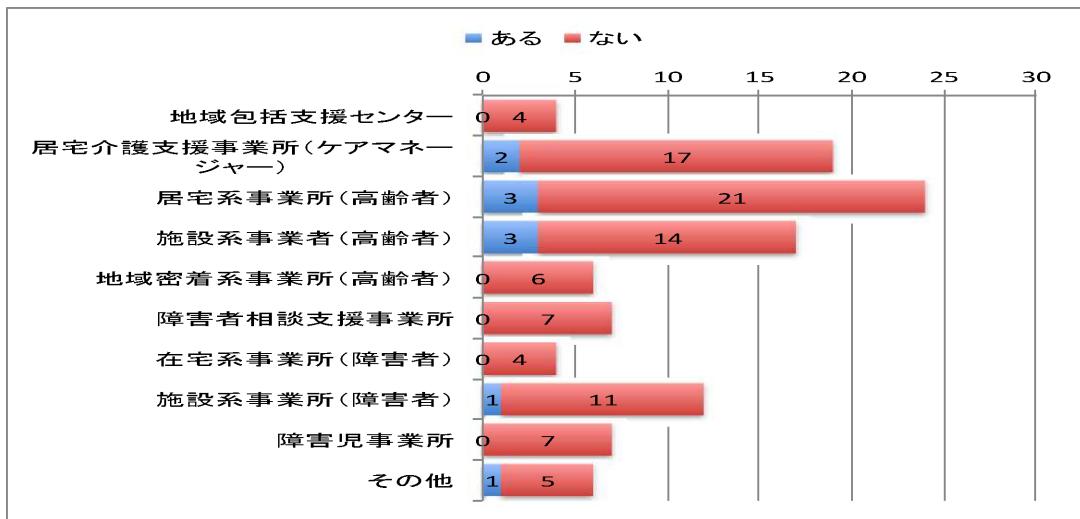
先の問で「あった（ある）」と回答した事業所の対応を見ていきます。

地域包括支援センターと障がい者相談支援事業では「自分のところで対応」との回答が多く、それ以外の多くの事業所では「他機関に通報」が多くの割合を占めています。他機関としては「市役所」が7件、地域包括支援センターと障がい者相談支援事業所を合わせて5件が報告されています。



問3 貴事業所の利用者の中で、複合的な課題を抱えていて、どこに相談したらいいかわからないケースや相談はしたけれど解決に結びつかない（なかった）ケースはありますか。

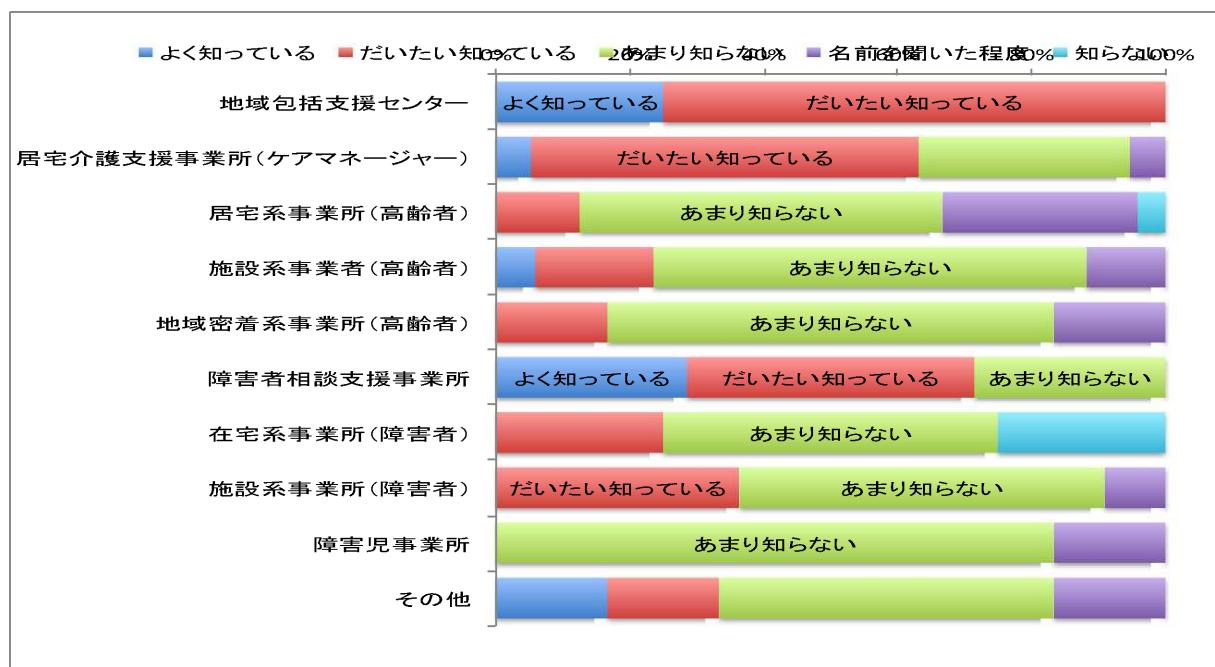
有効回答の事業所 106 カ所のうち 10 カ所 (9.4%) の事業所で「ある（あった）」と回答しています。地域包括支援センターを除く高齢者の事業所では、障がい者事業所に比べ「ある（あった）」との回答割合が高い傾向が伺えます。



成年後見制度について

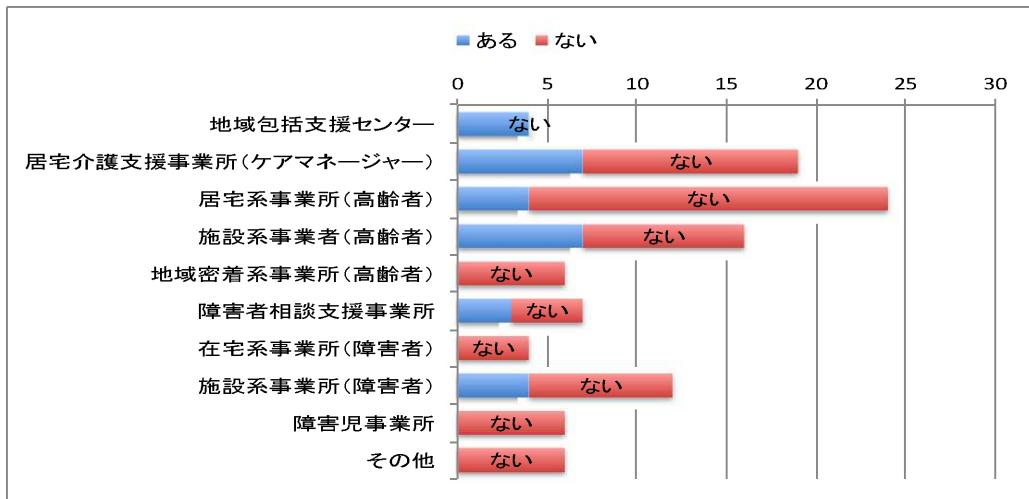
問4 職員のみなさんは、成年後見制度についてどのくらい知っていますか。おおむねどの程度の理解をされているか、ひとつに○をつけて下さい。

有効回答の104事業所の内、「よく知っている」と「だいたい知っている」を合わせて36事業所(34.6%)に留まっている。5割の事業所が「あまり知らない」と回答しています。「地域包括支援センター」と「障がい者相談支援事業所」では「よく知っている」と「だいたい知っている」を合わせた割合が高いが、他の事業所では「あまり知らない」「名前を聞いた程度」「知らない」の合計が6割を超えており、成年後見制度の認知度はまだ低い状況にある事が分かります。



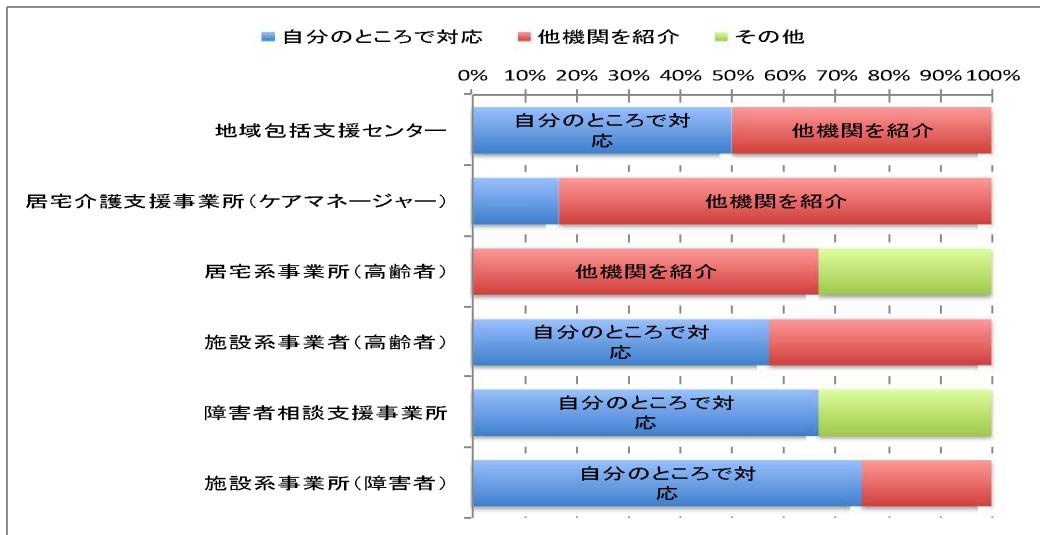
問5 貴事業所の利用者またはその家族から、成年後見制度について相談を受けたことがありますか。

有効回答の104事業所のうち、29の事業所（27.9%）の事業所が「有る」と回答しています。4カ所の地域包括支援センターでは全て事業所で「ある」と答えています。一方、居宅介護支援事業所（ケアマネ）では4割（36.8%）満たない状況でした。他方、居宅系事業所（高齢者）や地域密着系事業所（高齢者）、在宅系事業所（障がい者）では高い割合で「ない」と答えています。



先の問で「ある」と回答した事業所の対応を見ていきます。

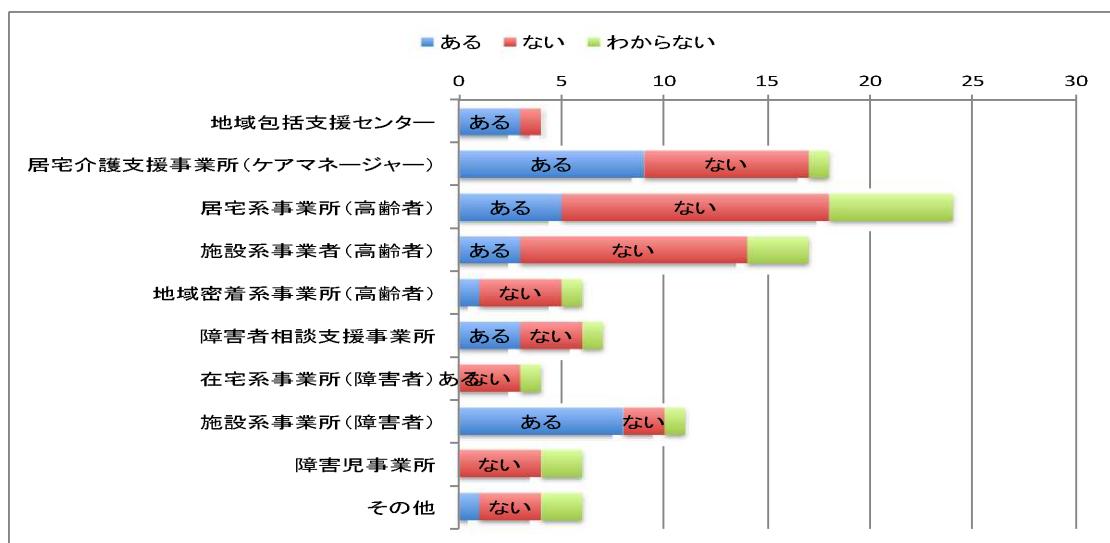
「ある」と回答した27事業所のうち、12事業所が「自分のところで対応」と回答し、13事業所が「他機関を紹介」と回答している。「居宅介護支援事業所」と「居宅系事業所（高齢者）」で「他機関を紹介」の割合が高くなっています。紹介先としては、市役所2件、地域包括支援センターならびに障がい者相談支援事業所が3件、社会福祉協議会が1件、その他5件の回答がありました。その他の内訳は「司法書士」が最も多く3件でした。



問6 現在、貴事業所の利用者について、成年後見制度を利用した方がいいと思われる方はいますか。ひとつに○をつけて下さい。

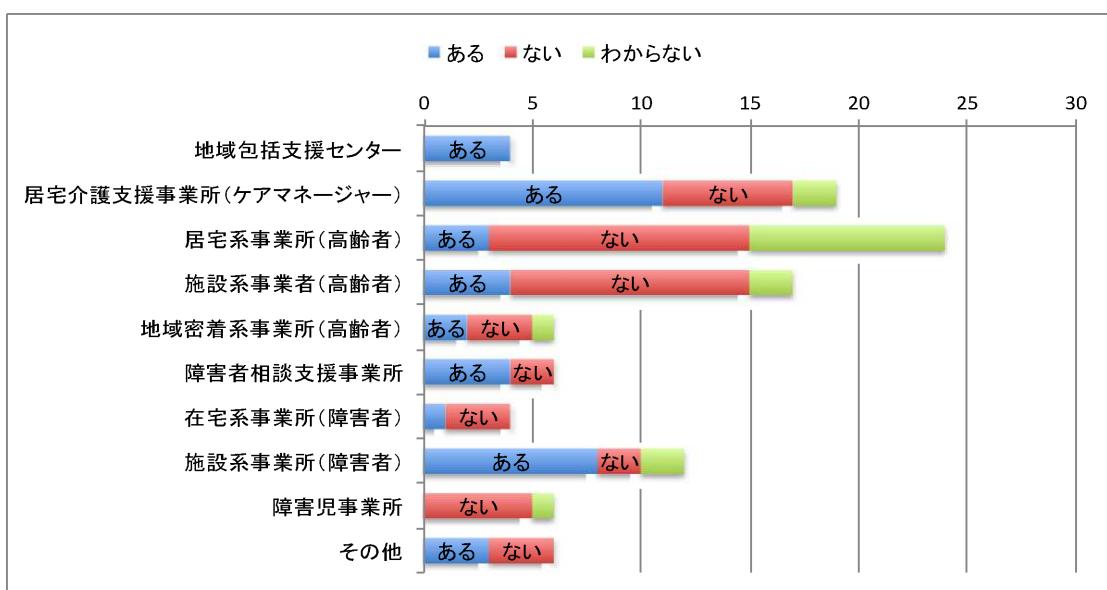
有効回答の103事業所のうち「ある」と回答した事業所が33カ所(32.0%)でした。「地域包括支援センター」では4事業所のうち3事業所で、「施設系事業所(障がい者)」でも7割を超える高い回答割合となっています。成年後見制度について「よく知らない」「知らない」と回答した事業所が7割近くにのぼっている事から、成年後見制度を理解する事により、利用した方が良いと思われる

ケースはもっと増える可能性があります。



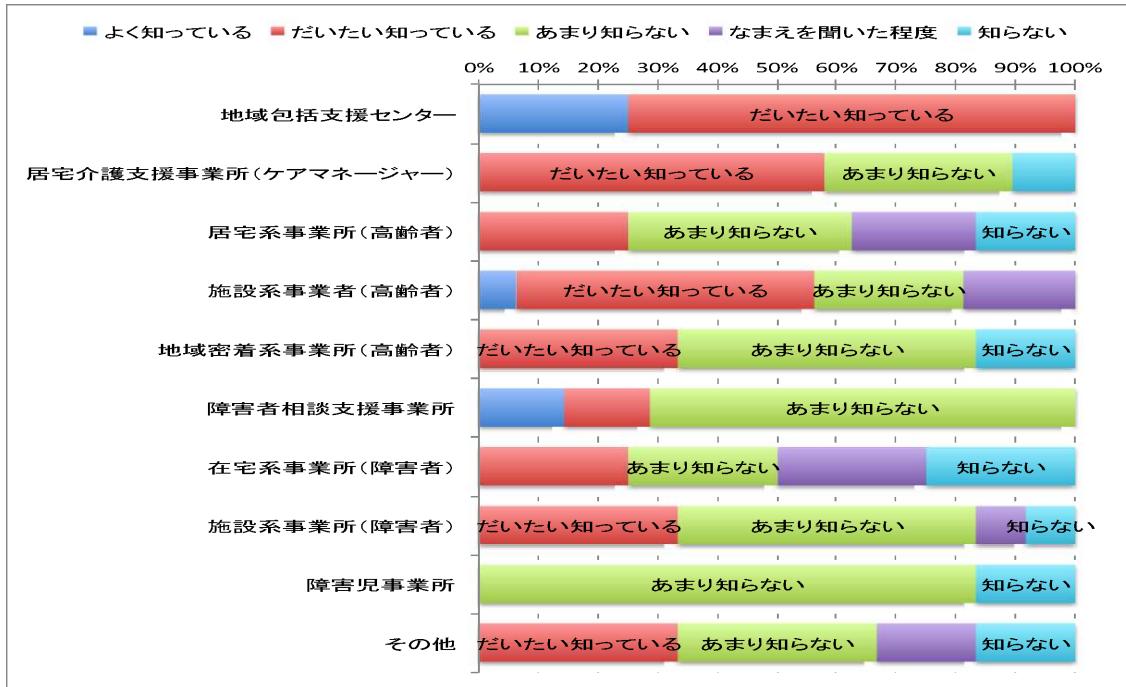
問7 成年後見制度について、成年後見センターのような専門スタッフを抱えたところがあれば、相談したいケースがありますか。ひとつに○をつけて下さい。

有効回答の104事業所のうち、「ある」と回答した事業所が40カ所（38.5%）ありました。「地域包括支援センター」では回答の4事業所がすべて、「居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）」で11件（57.9%）、「施設系事業所（障がい者）」や「障がい者相談支援事業所」で3分の2の事業所が「ある」と回答しています。成年後見制度について「よく知らない」「知らない」と回答した事業所が7割近くにのぼっている事から、成年後見制度を理解する事により、相談したいケースがさらに増える可能性があります。



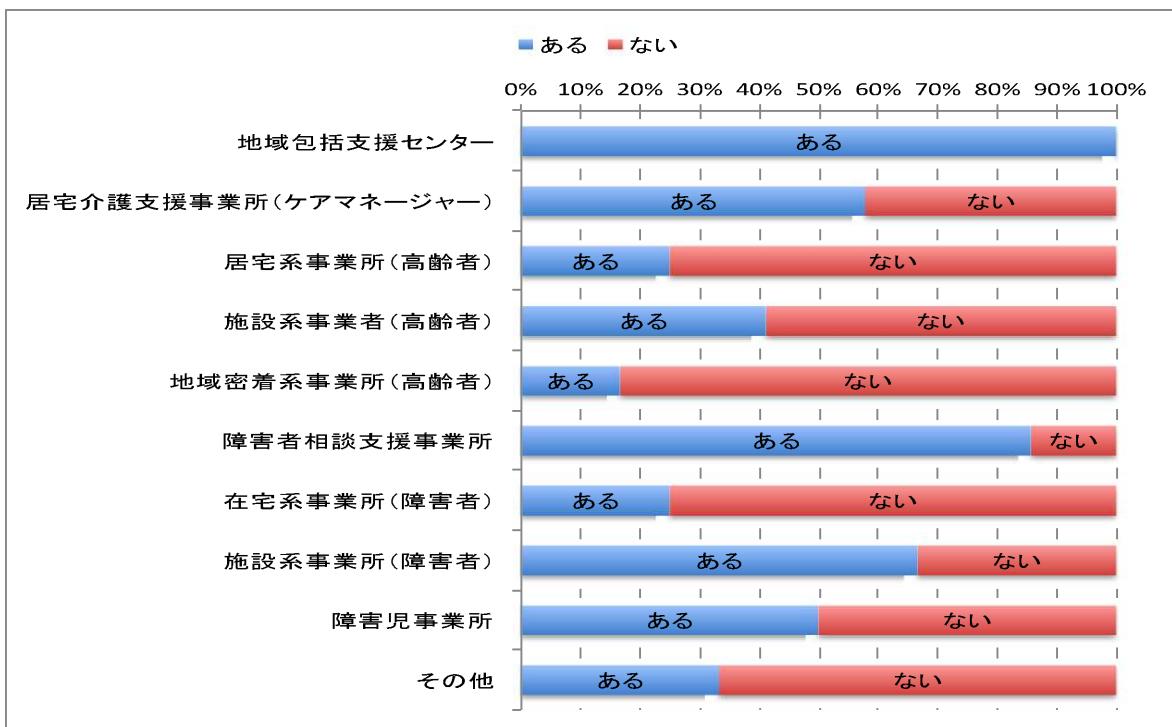
問8 あなたは、「成年後見制度利用支援事業」について知っていますか。ひとつに○をつけて下さい。

104事業所のうち「よく知っている」「だいたい知っている」を合わせ41事業所（39.4%）で、「あまり知らない」41事業所と同じ割合です。問4で成年後見制度について「よく知っている」と「だいたい知っている」と回答した事業所36カ所（34.6%）と同様の割合傾向が伺えます。



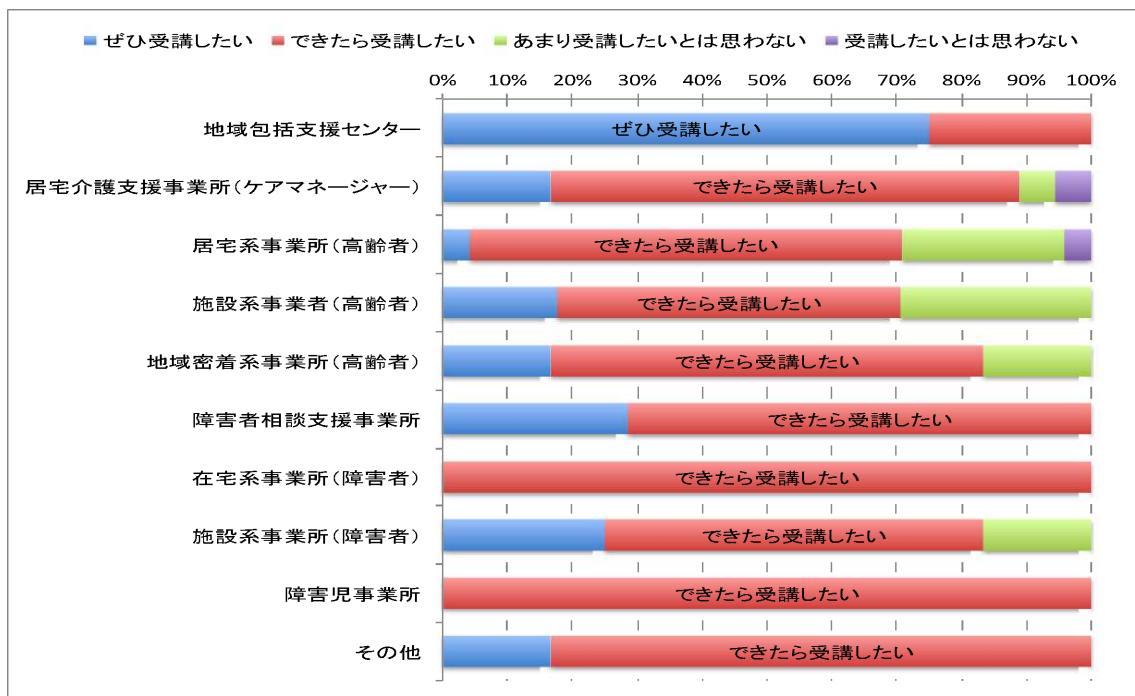
問9 あなたは、成年後見制度についての研修を受講したことがありますか。ひとつに○をつけて下さい。

105事業所のうち「ない」と回答した事業所は56カ所(53.3%)であり、「ある」と回答した事業所49カ所(46.7%)より若干多い結果でした。特に、4カ所の地域包括支援センターはすべてが「ある」と回答しており、障がい者相談支援事業所も高い割合で受講した実績を持っている事が分かりました。



問10 あなたは、成年後見制度があれば、受講したいですか。ひとつに○をつけて下さい。

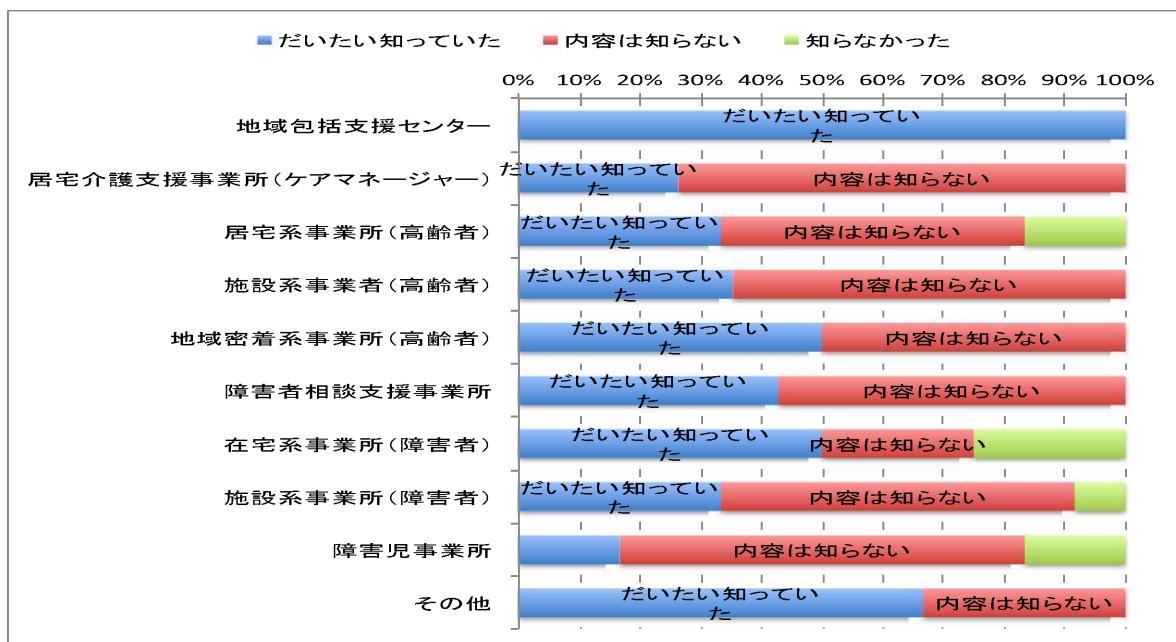
有効回答の104事業所のうち、17事業所（16.3%）から「ぜひ受講したい」、70事業所（67.3%）から「できたら受講したい」の回答を得ている。合わせると8割（83.6%）を超える事業所で受講を希望しています。成年後見制度への関心の高さを読み取る事ができます。



権利擁護に関する法令について

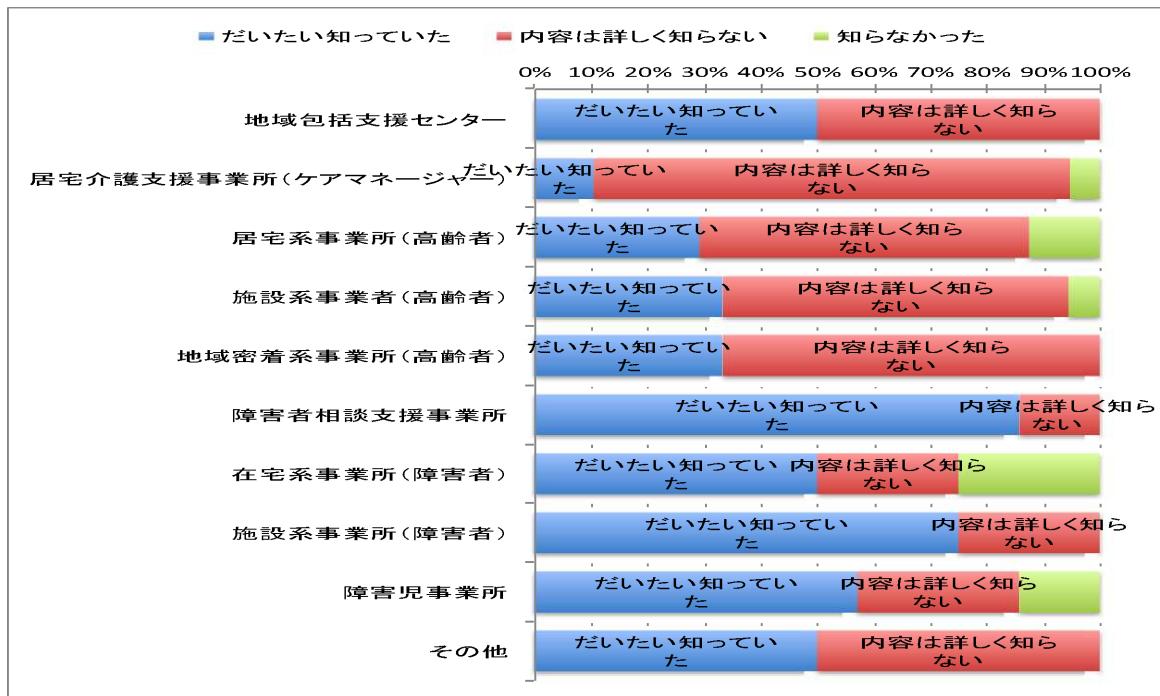
問11 高齢者虐待防止法という法律があることを知っていますか。があれば、ひとつに○をつけて下さい。

回答 105 事業所のうち 40 事業所（38.1 %）が「だいたい知っていた」としており、58 事業所が「内容は知らない」、7 事業所が「知らなかつた」と回答しています。4 カ所の地域包括支援センターを除いて、「知っていた」の割合は2割から5割であり、明らかな傾向は見られません。



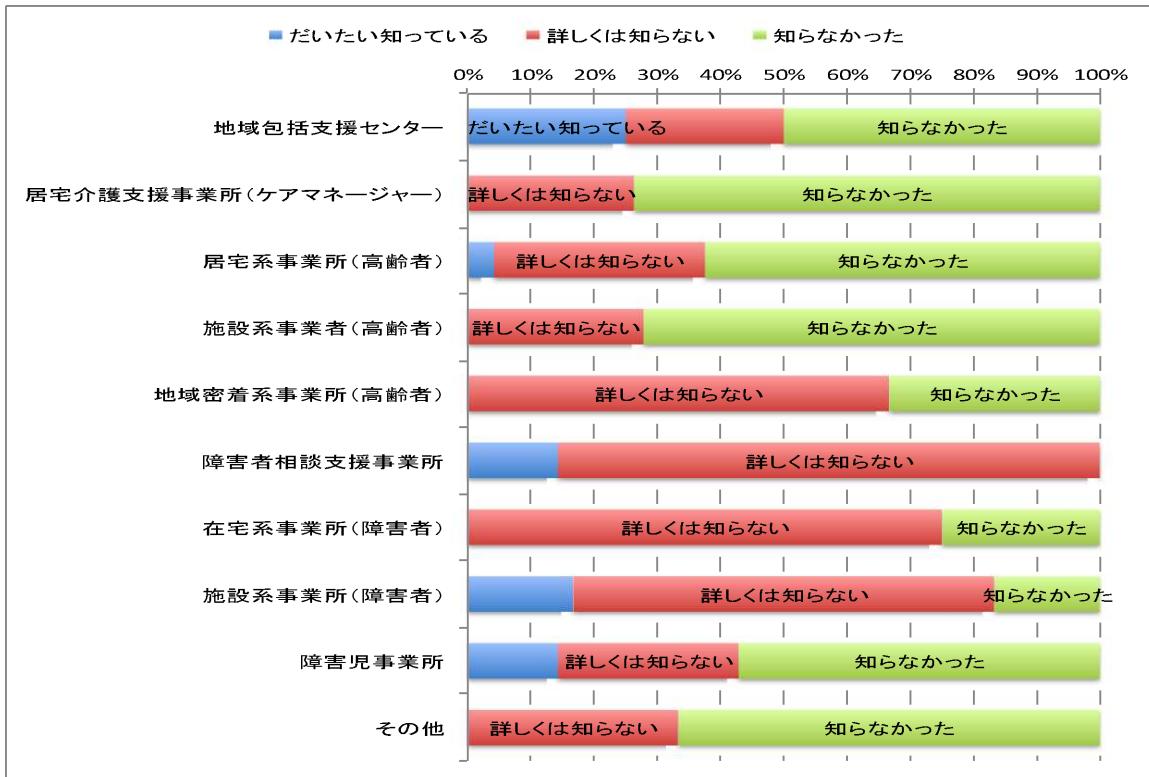
問12 障がい者虐待防止法という法律があることを知っていますか。があれば、ひとつに○をつけて下さい。

回答 107 事業所のうち 43 事業所（40.1 %）が「だいたい知っていた」としており、57 事業所（53.3 %）が「内容は知らない」、7 事業所（6.5 %）が「知らなかった」と回答しています。「障がい者相談事業所」と「施設系事業所（障がい者）」が他の事業所に比べて「だいたい知っている」の割合が高く、一方「居宅介護支援事業所」の割合が他の事業所に比べて低い傾向が読み取れます。



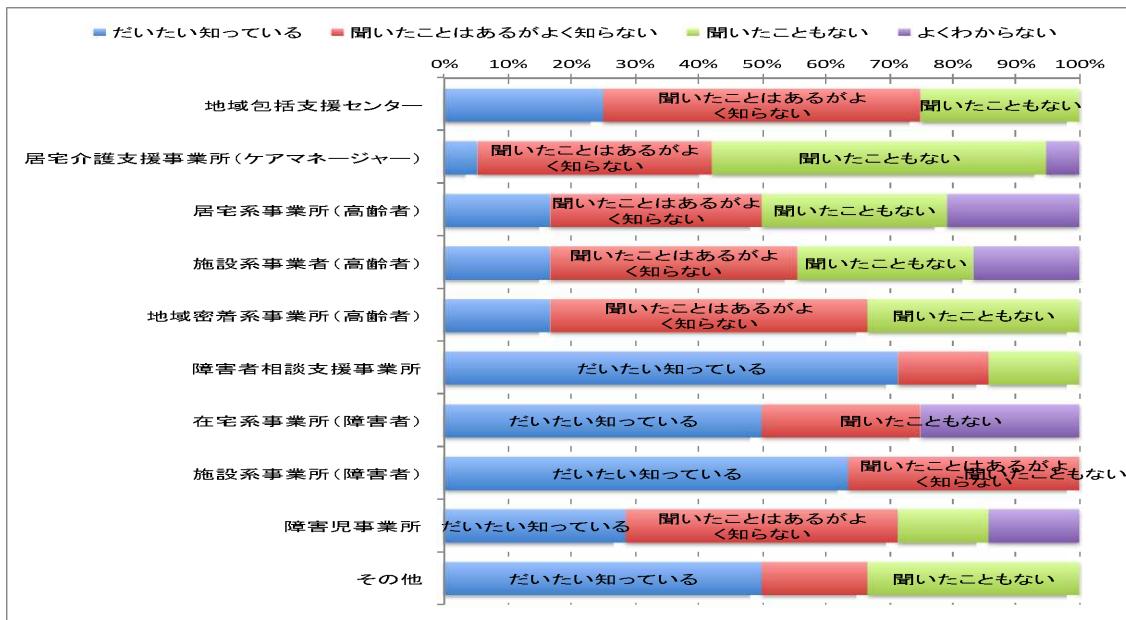
問13 障がい者差別解消法という法律ができ、平成28年4月からスタートします。このことを知っていましたか。ひとつに○をつけて下さい。

回答107事業所のうちわずかに6事業所(5.6%)が「だいたい知っていた」と回答しておりほとんどの周知されていない現状が明らかとなりました。



問14 合理的配慮をしないことは差別だとされます。このことを知っていましたか。ひとつに○をつけて下さい。

回答 106 事業所のうち、40 事業所（37.8 %）が「聞いたこともない」「よくわからない」と回答しています。「聞いたことはあるがよく知らない」を合わせると 77 事業所（72.7 %）と高い割合で「合理的配慮」についての理解が進んでいないことが伺えます。



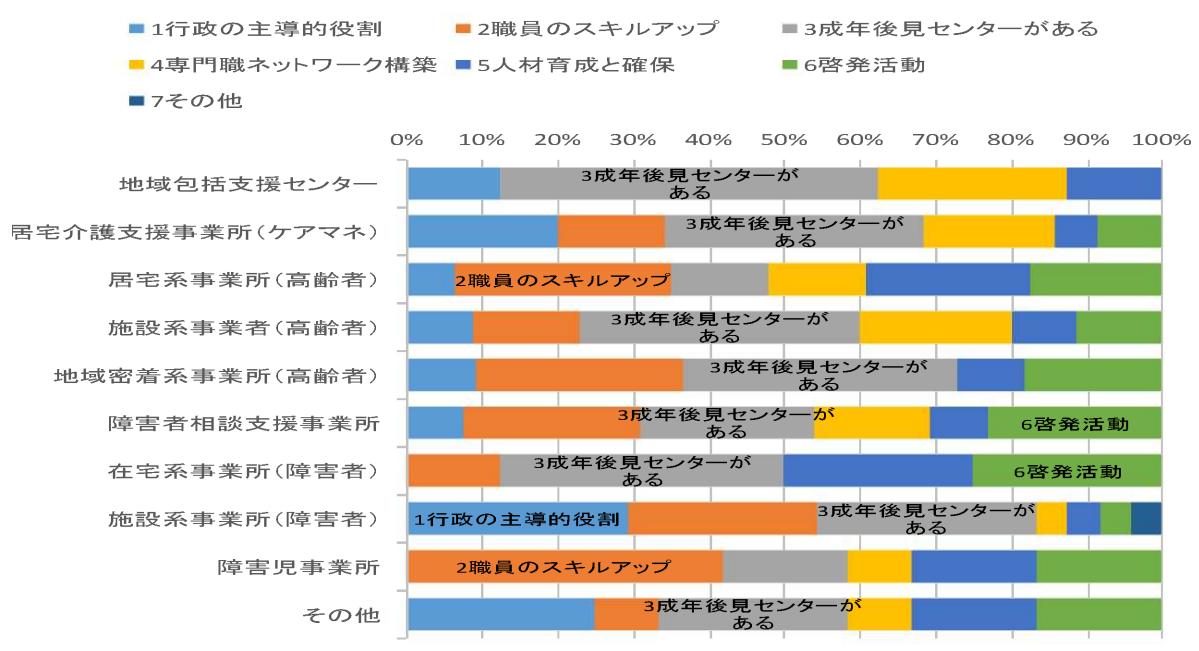
権利擁護を推進していくためには

問15 このまちで権利擁護を推進していくためには、どのようなことが必要だと考えますか。大切だと考えるもの2つに○をつけてください。

回答204 事業所のうち、権利擁護推進のためには「成年後見センターがあること」（行政職員、福祉専門職が相談できる、成年後見センターなど権利擁護支援を専門的に担当するセンターがあること）が最も高く過半数の54事業所（54.7%）が回答し、成年後見センターの設立を希望している実態が分かります。また、「職員のスキルアップ」に対する回答も高く、43事業所（40.6%）が回答しています。たの4項目はすべて25～27事業所が回答しており、すべての項目が権利擁護を推進するために必要であるとの意見でした。

問15権利擁護度数分布表

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	
問15権利擁護	1行政の主導的役割	26	12.6%
	2職員のスキルアップ	43	20.9%
	3成年後見センターがあること	58	28.2%
	4専門職ネットワーク構築	26	12.6%
	5人材育成と確保	25	12.1%
	6啓発活動	27	13.1%
	7その他	1	0.5%
合計		206	100.0%
			194.3%

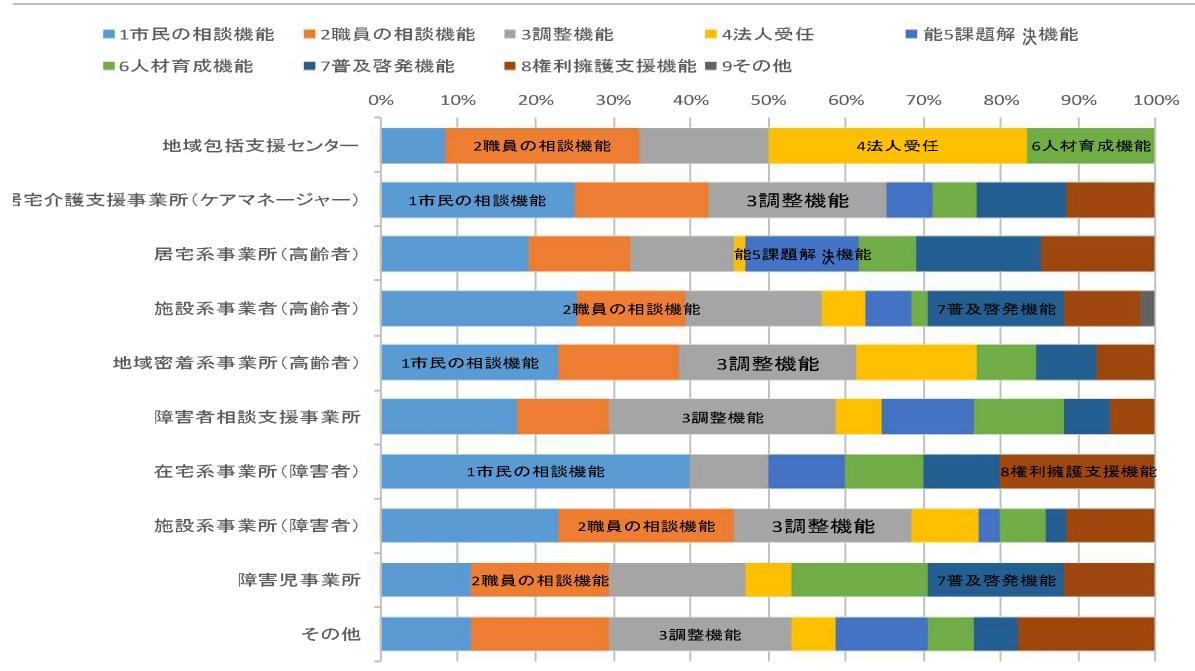


問 16 各地で成年後見制度の利用を促進するため、専門的に担当するセンターを設置する動きがあります。このようなセンターで充実してほしい機能はなんですか。3つまで○をつけてください。

成年後見制度を専門に担当するセンターに求める機能は、「市民の相談機能（市民が利用手続き等詳しく相談できる機能）」が最も高く過半数に当たる 62 事業所（57.9%）が回答しています。次いで「調整機能（必要な人が利用できるようにするための調整機能）」に 56 事業所（52.3%）、「職員の相談機能行政職員や相談支援職員が相談できる機能（行政職員や相談支援職員が相談できる機能）」の 47 事業所（43.9%）となっています。

\$問16センター充実機能 度数分布表

	応答数 N	ケースのパー セント	
		パーセント	ケースのパー セント
\$問16センター充実機能	1市民の相談機能	62	21.0%
	2職員の相談機能	47	15.9%
	3調整機能	56	19.0%
	法人受任	16	5.4%
	5課題解決機能	22	7.5%
	6人材育成機能	21	7.1%
	7普及啓発機能	35	11.9%
	8権利擁護支援機能	35	11.9%
	9その他	1	0.3%
合計		295	100.0%
			275.7%



自由記述

問17自由記述	事業所
あくまでも本人のための支援なので、家族や支援者にとって都合がいい制度として使わないようにしなければならない。	施設系事業所 (障がい者)
何が虐待にあたるのか、支援についての見直し、また業務のマンネリが虐待にあたる支援になっていないか?を常に意識し、日々の支援にあたりたいと思います。	施設系事業所 (障がい者)
介護事業をしていると、虐待やネグレクト等もみられます。施設から直接、市役所等では、CMがかかわるなか、色々な問題が出ます。家族関係やサービスにおいても、その為CMに相談しますが、動かないケースが多い。	施設系事業者 (高齢者)
後見制度自体、大変良いと思いますが、人材育成不足かと思います。私の知る限りでは、まだ多くいませんが、積極的に行動される方がいるかもしれません、人材不足なのか留守が多く、相談も電話で少ししか話せませんでした。より多くの職員の導入をお願いしたい。	居宅介護支援 事業所
高齢者にしても障がい者にしても、徐々に持っていた権利自体が失われていき、権利の行使も否められてきている。また、矛盾した状況が何も改善されることなく、平然と行われているのをひしひしと感じて、憤りを隠せないことがあります。1つの法律ではカバーできないことであり、複数の法律を体系的・総合的に見直して、関連する点を含めて検討し、生活全体への支援とすべきと考えます。	その他
今後、私共の施設でも必要になってくる事項なので、勉強会等ありましたら、参加したいと思います。	障がい児事業所
親族が信頼できなかったり、加害者になっている事もあると思うので難しい問題だと思います。専門職が介入するのが必須だと思います。	その他
成年後見センターが検討されているとききました。将来そういうものが必要な方にとっては、あった方が安心だとは思いますが、まだその必要のない人の権利までうばわれるようなことのないようにしてほしいです。あと、各相談支援事業所の担当者の適性も問われると思います。こういう人たちのスキルアップも当然必要だと思います。	障がい者相談 支援事業所

相談員をしていて、今のところまだ後見人などに関する相談があまりないのですが、今後あった時にどうすればよいかと悩むので、センターに専門の方がいればおつなぎして解決していきたい。	障がい者相談 支援事業所
地域包括支援センターへ相談してもなかなか一緒に動いてくれません(忙しそうです)。結局、包括職員には権限がないので、情報を集めて市へ報告することで終わってしまうことが多い。もう少し市が動いてくれると助かる。成年後見でも権利擁護でも、手続きに時間がかかりすぎ。待てません。能力のある・やる気のある人材を増やしてほしい。本気で取り組んでほしい。現状は報告の義務があるから報告しているが、そのあと動きが遅い。	居宅介護支援 事業所
認知症独居で、家族・親族が遠方にあり、連絡調整が難しい、若しくは協力が得難ケースについて、何かの助成が欲しい。あるいは、せめて協力体制を整えて欲しい。単独で処理するには、時間的にも無理を伴う。	居宅介護支援 事業所
不勉強ですみません	その他
本来ならば行政がすべての責任を負って、事業展開すべきところ。スキルがなければ、周辺市町と協力して整備する。今後人口減少し、人もカネも不足する。しかし、インフラ整備は必須。周辺と協力して、行政の身の丈に合った整備をすればよい。	地域包括支援 センター
問15についての内容すべてが必要だと思います。また、市の制度として、成年後見制度利用支援事業の充実も必要と思います。	障がい者相談 支援事業所
擁護の必要な方には、手厚い支援が受けられ、そうでない方の乱用を防ぐ必要があると思います。	その他